

協定項目5号 資料

財産の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 市町村の合併が行われた場合において、財産処分を必要とするときは関係市町村が協議してこれを定めるとなっている。原則的には、合併市町村がもっていた財産(土地、建物、債権、債務など)は、すべて合併市町村が引き継ぐこととし、公の施設についても、合併市町村の公の施設として設置することになる。
- (2) 市町村の財産としては、「①公有財産(不動産・動産・用益物件・無体財産権・有価証券等)」、「②物品」、「③債権」、「④基金」がある。
 - ① 公有財産には、役場庁舎や学校、図書館、保育所、公営住宅などのように、公用又は公共用に使用される行政財産とこれら以外の普通財産がある。
 - ② 「物品」は、所有する動産のうち、現金・公有財産及び基金に属するもの以外のもの、また普通地方公共団体が使用するために、他から借用して保管共用している動産をいう。物品には、いろいろな備品や消耗品がある。
 - ③ 「債権」は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。
 - ④ 「基金」は、地方自治法で「条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。」と規定している。
- (3) 財産は、合併時点の1市4町4村の決算での調整になるが、基本的には新市に引き継がれることになる。

2 提案の理由

財産の取扱いについては、1市4町4村の所有する財産(公の施設及び債務を含む)はすべて新市に引き継ぐものとして提案するものである。

3 協定(協議)先進事例

埼玉県さいたま市 (平成13年5月1日 新設合併) 3市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。
山口県周南市 (平成15年4月21日 新設合併) 2市2町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐ。
香川県さぬき市 (平成14年4月1日 新設合併) 5町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
新潟県魚沼市 (平成16年11月1日目標 新設合併) ① 財産及び債務は、新市に引き継ぐ。 ② 財産区は設定しない。 ③ 慣習による使用地(賃貸借契約による貸付地を含む)は、権利関係を明確にし、新市に引き継ぐ。

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。財産区有財産は、畑財産区有財産として新町に引き継ぐものとする。

4 参考法令等(条文等抜粋)

○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 市町村の廃置分合または市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届けなければならない。

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通公共団体の議会の議決を経なければならない。

（財産の管理及び処分）

第237条 この法律において「財産」とは公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

（公有財産の範囲及び分類）

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する不動産、有価証券、出資による権利等をいう。

2 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

3 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

		専門部会	企画財政部会	
協定項目	5 財産の取扱い			
調整方針案	(1) 公有財産の取得、管理及び処分の方法 合併時に、川内市の例により調整する。 (2) 本庁と支所における公有財産の管理体制 新市に移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する。			
項目	川内市	樋脇町	東郷町	
公有財産の管理	<p>【取得】 (土地等の場合) 次に掲げる項目を記載し、及び書面を添付のしたものを作成し、決裁権者の決裁を受けなければならない。主なものは以下のとおり。 理由、取得しようとする物件の明細、物件の所在地、価格及び算定基礎、相手方の住所、氏名等、相手方が指定した用途その他の取得条件等の内容 等々 なお、土地を購入する際の土地購入価額については、総務部を所管する助役を委員長とする不動産価額評定委員会に諮ったうえで決定している。 (請負に係る公有財産の引継) 施設建設に係る工事請負費は、各課が予算要求等するが、その執行は一般に技術吏員の存する課に執行委託している。そのため本市契約規則に基づく引渡しまでは受託課が行い、その後直ちに委託課に引継ぐ。</p> <p>【管理】 (所管) 行政財産については、当該行政財産に係る事務、又は事業を所管する課所の長に所管している。 普通財産に関しては、山林以外の財産については、財政課長が所管し、山林については農林水産課長が所管する。 (随時の通知) 取得又は処分、用途廃止、所管換え等を行うため決裁権者の決裁を受ける時は、財政課長を経て総務部長の合議を要する。</p> <p>【処分】 (用途指定) 一定の用途に供させる目的をもって普通財産を処分するときには、その用途、期間を指定しなければならないとしており、用途を指定した場合には毎年度1回以上調査しなければならない。 (処分) 所管課所長は、普通財産を処分しようとするときは、規則に記載されている事項を記載し、関係書面を添付して決裁権者の決裁を受けなければならないとしている。事項の主な内容は以下のとおり。 相手方の住所・氏名、 処分の理由、 処分しようとする普通財産の所在地・地番、普通財産譲渡申請書 【議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得又は処分に関する条例】 財産の取得又は処分は、予定価格20,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売却(土地については、1件5千平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売却とする。 土地に関しては、金額と面積の両方に該当するときに議決を要する。 【財産の交換・譲与・無償貸付に関する条例】 (普通財産の交換) 第2条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の4分の1を超えるときはこの限りでない。 2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。 (普通財産の譲与又は減額譲渡) 第3条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。 (普通財産の無償貸付又は減額貸付) 第4条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額貸し付けることができる。</p>	<p>【取得】 ・公有財産管理者は、公有財産を取得しようとするときは、事項及び書面を記載し、又は添付して町長の決裁を受けなければならない。</p> <p>【管理】 (所管) 行政財産は、当該事務又は事業を管理する課の長又は教育委員会が所管する。 普通財産は、総務課長が所管する。ただし、町長が別に定めたものについては、この限りではない。</p> <p>【処分】 公有財産管理者は、普通財産を譲渡し、又は譲与しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、又は書面を添付して、町長の決裁を受けなければならない。ただし、普通財産の種類又は処分の方法により、その一部を省略することができる</p> <p>【議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例】 ・予定価格 50,000千円以上の工事又は製造の請負 ・予定価格 7,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売却(土地については1件5,000㎡以上のものに係るものに限る)</p> <p>【樋脇町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例】 ・普通財産及び物品 ・施設ごとに設置管理条例</p> <p>【町有財産台帳の整備保管】 ・樋脇町公有財産管理規則 ・公有財産(台帳、決算書どおり) ・物品(決算書どおり) ・建物災害共済は市会町村会へ加入</p>	<p>【取得】 ・公有財産管理者は、公有財産を取得しようとするときは、事項及び書面を記載し、又は添付して町長の決裁を受けなければならない。</p> <p>【管理】 ・行政財産は当該事務又は事業を所管する課の長又は教育委員会が所管する。 ・普通財産は総務課が所管する。 (境界確認)---行政財産は各主管課が隣接者の立会を得て行う。 ---普通財産は総務課管財係りが隣接者の立会を得て行う。 (所管替え)---公有財産の所管替えは各主管課が総務課長と合議を得て行う。 (用途廃止)---公有財産の用途廃止については各主管課が総務課長と合議を得て行う。</p> <p>【処分】 普通財産を譲渡するときは総務課管財係において町長の決裁後処分を行う。尚、処分及び単価等については総務常任委員会の承諾をいただいている。</p> <p>【議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例】 ・予定価格 50,000千円以上の工事又は製造の請負 ・予定価格 7,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売却(土地については1件5,000㎡以上のものに係るものに限る)</p> <p>【財産の交換、譲与、無償貸付に関する条例】 基本的事項 ・普通財産の交換---公共用に供するため他人の財産を必要とする時又は国及び他公共団体が本町の財産を必要とする時に交換を行う。 ・普通財産の譲与---公共事業の用に供するため普通財産を他の公共団体等に譲渡する時。 ・普通財産の無償貸付---公共の用に供する時。 道路等の扱い ・道路等の廃道敷きについては建設課より普通財産への所管替え後に総務課で行う。 取扱課 ・普通財産については総務課管財係で行う。</p>	<p>【取得】 公有財産管理者は、公有財産を取得しようとするときは、事項及び書面を記載し、又は添付して町長の決裁を受けなければならない。</p> <p>【管理】 (所管) 行政財産は、当該事務又は事業を管理する課の長又は教育委員会が所管する。 普通財産は、総務課長が所管する。ただし、町長が別に定めたものについては、この限りではない。</p> <p>【処分】 公有財産管理者は、普通財産を譲渡し、又は譲与しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、又は書面を添付して、町長の決裁を受けなければならない。ただし、普通財産の種類又は処分の方法により、その一部を省略することができる。</p> <p>【議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例】 ・予定価格 50,000千円以上の工事又は製造の請負 ・予定価格 7,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売却(土地については1件5,000㎡以上のものに係るものに限る)</p> <p>普通財産の貸付料 土地 ... 規定無し その都度土地対策委員会で決定 建物 ... 規定無し その都度土地対策委員会で決定 電柱 ... 電気通信事業法施行令 町管理の駐車場管理を総務課で行う。 雇用促進住宅2箇所(月額有料) 副田温泉場駐車場(8区画 月極) 一般無料駐車場</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目 5 財産の取扱い		専門部会			企画財政部会	
調整方針案						
項目	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	
公有財産の管理	<p>【取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公有財産管理者は、公有財産を取得しようとするときは、次の事項及び書面を記載し、又は添付して町長の決裁を受けなければならない。 明細及び所在地 相手方の住所、氏名 取得理由 取得予定年月日 取得価格及びその算定基礎 時価評価額調書 経費の歳出科目及び予算額 契約書案 関係図面 登記簿謄本及び抄本 その他 <p>【管理】 (所管)</p> <p>行政財産については、当該行政財産に係る事務、又は事業を所管する課所の長に所管させることとしている。</p> <p>普通財産については、山林以外の財産について、総務課長が所管し、山林については、経済課長が所管することとしている。</p> <p>【処分】</p> <p>普通財産を譲渡するときは、総務課管財係において町長の決裁後、処分を行う。なお、処分及び単価等については、土地対策委員会の協議している。</p> <p>〔議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定価格 50,000千円以上の工事又は製造の請負 予定価格 7,000千円以上の不動産もしくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000㎡以上のものにかかるものに限る) <p>〔財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通財産及び物品 施設ごとに設置管理条例あり <p>〔祁答院町財務規則〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 公有財産(台帳、決算書どおり) 物品(決算書どおり) 建物災害共済は町村会へ加入 <p>現在本町には、2カ所の公営駐車場がある。いずれの駐車場も、駐車場所在地の自治公民館に運営を委託している。</p>	<p>【取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公有財産の取得については、所管担当課長が総務課長経由で村長の決裁を受ける。 担当課(各係)で備品購入伺を起案し、決裁後、指名競争入札(予定価格50万円以上もの)及び随意契約(見積書の徴収、ただし予定価格が1万円未満の場合は、省略できる。)で購入し、検査完了後ただちに物品購入調書により収入役等に引き継ぐ。管財係は契約担当者が検査を行う際必要と認める場合は、これに立会い確認しなければならない。管財係は、備品台帳に記載するとともに備品ステッカーを交付する。 <p>【管理】</p> <p>公有財産の管理責任者は、所管課(教育委員会を含む)で管理している。保管転換調書に準じて所管換えを行う。</p> <p>普通財産については、山林・旧牧場地については経済課で所管している。それ以外は、総務課で所管している。</p> <p>【処分】</p> <p>不用等になった物品については、担当者が決裁者の決裁を受け、返納届を管財係に提出し、売り払うことが不利又は不適当であると認めるもの及び売り払うことができないものは廃棄するものとする。普通財産を譲渡するときは、所管担当課長画総務課長経由で村長の決裁後処分し収入役(管財係)の台帳を抹消する。処分及び単価等については相方協議による。</p> <p>〔議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定価格 50,000千円以上の工事又は製造の請負 予定価格 7,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000㎡以上のものに係るものに限る) <p>〔財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通財産及び物品 施設ごとに設置管理条例あり <p>〔里村財産台帳の整備保管〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 里村公有財産管理規則 公有財産(台帳、決算書どおり) 物品(決算書どおり) 建物災害共済は町村会へ加入 	<p>【取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> 取得しようとするときは次の事項及び書面を記載し、村長の決裁を受ける。原則として担当主管課で行う。 明細及び所在地 相手方の住所、氏名 取得理由 取得予定年月日 取得価格及びその算定基礎 時価評価額調書 経費の歳出科目及び予算額 契約書案 関係図面 登記簿謄本及び抄本 その他 <p>【管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 登記又は登録 境界柱の設置 公有財産台帳の調整 所管換え(所管換えをするときは必要事項及び書面を記載し、決裁を受けた後、公有財産所管換え、用途廃止財産引継ぎ書に關係書類を添えて引き継ぐ。 <p>【処分】</p> <p>不用等になった物品については、担当者が決裁者の決裁を受け、返納届を管財係に提出し、売り払うことが不利又は不適当であると認めるもの及び売り払うことができないものは廃棄するものとする。普通財産を譲渡するときは、所管担当課長画総務課長経由で村長の決裁後処分し収入役(管財係)の台帳を抹消する。処分及び単価等については相方協議による。</p> <p>〔議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定価格 50,000千円以上の工事又は製造の請負 予定価格 7,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000㎡以上のものに係るものに限る) <p>〔財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通財産及び物品 施設ごとに設置管理条例あり <p>〔村有財産台帳の整備保管〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 上甌村公有財産管理規則 公有財産(台帳、決算書どおり) 物品(決算書どおり) 建物災害共済は市会町村会へ加入 	<p>【取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> 取得しようとするときは次の事項及び書面を記載し、村長の決裁を受ける。原則として担当主管課で行う。 明細及び所在地 相手方の住所、氏名 取得理由 取得予定年月日 取得価格及びその算定基礎 時価評価額調書 経費の歳出科目及び予算額 契約書案 関係図面 登記簿謄本及び抄本 その他 <p>【管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政財産は当該事務又は事業を所管する課の長又は教育委員会が所管する。 普通財産は総務課が所管する。 <p>【処分】</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通財産を譲渡及び交換、建物等の取壊しを行うときは、村長の決裁を受けて行う。 不用等になった物品については、担当者が決裁者の決裁を受け、返納届を管財係に提出し、売り払うことが不利又は不適当であると認めるもの及び売り払うことができないものは廃棄するものとする。 <p>〔議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定価格 50,000千円以上の工事又は製造の請負 予定価格 7,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000㎡以上のものに係るものに限る) <p>〔財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通財産及び物品 施設ごとに設置管理条例あり <p>〔村有財産台帳の整備保管〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 下甌村公有財産管理規則 公有財産(台帳、決算書どおり) 物品(決算書どおり) 建物災害共済は町村会へ加入 	<p>【取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> 取得しようとするときは次の事項及び書面を記載し、村長の決裁を受ける。原則として担当主管課で行う。ただし、先行取得については管財係で行う。 明細及び所在地 相手方の住所、氏名 取得理由 取得予定年月日 取得価格及びその算定基礎 時価評価額調書 経費の歳出科目及び予算額 契約書案 関係図面 登記簿謄本及び抄本 その他 <p>【管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> (境界確認、所管換え、用途廃止) 境界確認については担当主管課で行い、管財係が立ち会う。用途廃止については担当主管課が行う。 <p>【処分】</p> <p>担当主管課が行う。会計室で確認、管財係へ報告</p> <p>〔議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定価格 50,000千円以上の工事又は製造の請負 予定価格 7,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000㎡以上のものに係るものに限る) <p>〔財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通財産及び物品 施設ごとに設置管理条例あり 道路・漁港については担当主管課で行う。 <p>〔村有財産台帳の整備保管〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 鹿島村公有財産管理規則 公有財産(台帳、決算書どおり) 物品(決算書どおり) 建物災害共済は鹿児島県町村会へ加入 	

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

					専門部会名	企画財政部会	
協定項目	5 財産の取扱い						
調整方針案							
項目	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案		
各種基金の設置及び運用	<p>財政調整基金 取崩し型 一般財源</p> <p>減債基金 取崩し型 村債の償還財源</p> <p>漁業振興積立金 取崩し型 漁業振興に要する経費への充当</p> <p>ふるさと・水と土保全基金 果実運用型 土地改良施設の機能を良好に発揮させるための</p> <p>地域住民活動に対する支援事業に要する経費へ充当</p> <p>地域振興基金 取崩し型 地域づくり事業への充当</p> <p>国民健康保険基金 取崩し型 保険給付に不足を生じたときの財源</p> <p>国民健康保険高額 療養費貸付基金 取崩し型 高額療養者への貸付</p> <p>簡易水道事業基金 取崩し型 簡易水道整備事業への充当</p> <p>営農改善家畜貸付基金 家畜の貸付に必要な財源に充当</p> <p>医療保健基金 医療施設、保健施設の充実</p> <p>観光事業運営基金 自然レクリエーション施設の設置や観光事業の運営に充実</p> <p>退職手当組合特別負担金基金 退職手当組合特別負担金に要する経費へ充当</p> <p>人材育成、地域間交流基金 果実運用型 人材育成、地域間交流の財源</p> <p>環境保全基金 取崩し型 環境の保全及び生活環境の整備に充当する貸付基金</p> <p>地域福祉基金 果実運用型 地域福祉事業への充当</p> <p>土地開発基金 運用型 事業の円滑な執行を図るための土地取得</p> <p>里村交流センター鹿島館施設整備基金 改修・維持管理に要する経費に充当</p>	<p>財政調整基金 取崩し型 一般財源</p> <p>減債基金 取崩し型 村債の償還財源</p> <p>地域振興基金 取崩し型 地域の振興を図る事業へ充当</p> <p>退職手当組合特別負担金基金 取崩し型 退職手当組合特別負担金に要する経費へ充当</p> <p>村おこし基金 取崩し型 村の活性化を図る事業へ充当</p> <p>総合運動公園施設整備基金 取崩し型 総合運動公園施設整備へ充当</p> <p>ふるさと・水と土保全基金 果実運用型 土地改良施設の機能を良好に発揮させるための</p> <p>地域住民活動に対する支援事業に要する経費へ充当</p> <p>農山漁村活性化基金 取崩し型 村の活性化を図る事業へ充当</p> <p>環境保全基金 取崩し型 生活環境の整備を図る事業へ充当</p> <p>地域福祉基金 果実運用型 地域福祉事業への充当</p> <p>土地開発基金 運用型 事業の円滑な執行を図るための土地取得</p> <p>国民健康保険基金 取崩し型 保険給付に不足を生じたときの財源</p> <p>国民健康保険高額療養費貸付基金 定額運用基金 貸付に関する事務を円滑かつ効率的に行うための</p> <p>介護給付費準備基金 取崩し型 介護保険事業の健全な財政運営に資するため</p> <p>医療技術者等育成基金 運用型 事業の円滑な執行を図るための土地取得</p> <p>原子力発電施設周辺地域整備基金 取崩し型</p>	<p>財政調整基金 取崩し型 用途 一般財源</p> <p>減債基金 取崩し型 村債の償還財源</p> <p>郷土誌等発行基金 取崩し型 歴史に関する書籍を発行する経費へ充当</p> <p>敬老年金支払基金 取崩し型 敬老年金の支払いに要する資金に充当</p> <p>一般廃棄物処理施設整備基金 取り崩し型 一般廃棄物処理施設整備費へ充当</p> <p>国民健康保険基金 取崩し型 保険給付に不足を生じたときの財源</p> <p>国民健康保険高額 取崩し型 高額療養者への貸付</p> <p>村立診療所基金 取崩し型 診療所の財源不足を生じたときの財源</p> <p>地域福祉基金 果実運用型 地域福祉事業への充当</p> <p>地域振興基金 取崩し型 地域の振興を図る事業へ充当</p> <p>ふるさと創生基金 果実運用型 産業及び文化の振興を図り、村を活性化させるための財源</p> <p>土地開発基金 取崩し型 事業の円滑な執行を図るための土地取得</p> <p>介護給付費準備基金 取崩し型 介護保険の第1号保険料への財源充当</p> <p>中山間ふるさと・水と土保全基金 運用型 調査、研究及び研修に関する事業に要する経費</p> <p>等 人工授精用凍結精液購入基金 運用型 肉用牛の凍結精液を購入するための運用資金</p>	<p>財政調整基金 取崩し型 用途 一般財源</p> <p>減債基金 取崩し型 地方債の償還財源</p> <p>中山間ふるさと・水と土保全基金 運用型 土地改良施設の機能を良好に発揮させるための</p> <p>地域住民活動に対する支援事業に要する経費へ充当</p> <p>国民健康保険高額 取崩し型 高額療養者への貸付</p> <p>土地開発基金 取崩し型 事業の円滑な執行を図るための土地取得</p> <p>建設事業基金 取崩し型 用途 一般財源</p> <p>地域振興基金 取崩し型 高齢者社会に備え、福祉活動の促進、生活環境の形成等への充当</p> <p>原子力発電施設周辺地域整備基金 取崩し型</p> <p>介護保険円滑導入基金 取崩し型 介護保健法の円滑な実施を図ること</p> <p>介護給付費準備基金 取崩し型 介護保険の第1号保険料への財源充当</p> <p>奨学資金貸付基金 取崩し型 高等学校、大学、及び専門学校へ進学しようとする者の経済上の負担軽減を図る。</p>	<p>新市が事務事業を継承するため、原則として全ての基金を新市に引き継ぐよう努める。</p> <p>(1) 現行の制度をそのまま新市に引き継ぐものは、全て新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 同一又は類似の基金については、可能な限り合併時に統一に努める。</p> <p>(3) 合併時において、現業の制度を廃止する扱いとなるものは廃止する。</p> <p>(4) 小額基金は、事務事業を考慮のうえ、廃止に努める。</p> <p>(5) 定額運用基金及び貸付基金については、合併後速やかに調整する。</p>		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整基金別比較表

									専門部会	企画財政部会	
調整方針案	変更後の4区分 1 現行のまま新市に引き継ぐ(特定の地域・用途の扱い)ものとし、必要に応じ随時見直すもの。 2 新市に移行時に統合する(新市全体の扱い)。 3 新市に移行後、速やかに(1年以内)調整するもの(定額・貸付運用基金)。 4 廃止するもの。										
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甞村	下甞村	鹿島村	専門部会	調整方針案
1	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	企画財政	2
2	減債基金	減債基金	減債基金	減債基金	減債基金	減債基金	減債基金	減債基金	減債基金	企画財政	2
3	庁舎等管理基金									企画財政	2
4						村有施設整備積立基金				企画財政	4
5	市営住宅建設等基金									建設	4
6							総合運動公園施設整備基金			建設	4
7	退職手当準備基金				退職手当基金	退職組合特別負担金基金	退職手当組合特別負担金基金			総務	4
8	り災救助基金									住民健康福祉	2
9	教育基金									教育	4
10	特別奨学基金									教育	2
11	奨学資金貸付基金		奨学基金						奨学資金貸付基金	教育	3
12	外国人留学生奨学基金									企画財政	2
13	文化振興基金									教育	4
14	アメニティ基金									住民健康福祉	2
15	福祉対策基金		地域福祉基金	地域福祉基金	地域福祉基金	地域福祉基金	地域福祉基金	地域福祉基金	地域福祉基金	住民健康福祉	2
16		地域振興基金	地域振興基金	地域振興基金	地域振興基金	地域振興基金	地域振興基金	地域振興基金	地域振興基金	企画財政	2
17	産業振興基金									企画財政	1
18		企業誘致促進基金								産業経済	4
19		観光振興基金								産業経済	4
20						観光事業運営基金				産業経済	1
21		温泉給湯事業基金								上下水道	1
22			ふるさと創生基金	ふるさと活性化基金	ふるさと創生基金	人材育成・地域間交流基金			ふるさと創生基金	企画財政	2
23				開発基金			村おこし基金			企画財政	4

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整基金別比較表

									専門部会	企画財政部会
調整方針案	変更後の4区分 1 現行のまま新市に引き継ぐ(特定の地域・用途の扱い)ものとし、必要に応じ随時見直すもの。 2 新市に移行時に統合する(新市全体の扱い)。 3 新市に移行後、速やかに(1年以内)調整するもの(定額・貸付運用基金)。 4 廃止するもの。									
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	専門部会	調整方針案
24			西郷隆盛愛犬「ツツ」銅像周辺整備基金						企画財政	4
25	スポーツ振興基金								教育	2
26	中山間ふるさと・水と土保全基金	中山間ふるさと・水と土保全基金	中山間ふるさと・水と土保全基金	中山間ふるさと・水と土保全基金	中山間ふるさと・水と土保全基金	中山間ふるさと・水と土保全基金	中山間ふるさと・水と土保全基金	中山間ふるさと・水と土保全基金	産業経済	2
27	特別災害復旧基金								総務	4
28	地方拠点都市事業推進基金								建設	1
29	肉用牛特別導入事業基金	肉用牛特別導入事業基金	肉用牛特別導入事業基金	特別導入事業基金	特別導入事業基金				産業経済	3
30	肥育素牛導入資金貸付基金								産業経済	3
31			優良牛貸付基金						産業経済	3
32			肉用牛付加価値利用貸付基金						産業経済	3
33					営農改善家畜貸付基金				産業経済	3
34	土地開発基金	土地開発基金	土地開発基金	土地開発基金	土地開発基金	土地開発基金	土地開発基金	土地開発基金	企画財政	2
35	国民健康保険基金	国民健康保険基金	国民健康保険基金	国民健康保険基金	国民健康保険基金	国民健康保険基金	国民健康保険基金	国民健康保険基金	住民健康福祉	2
36	国民健康保険高額療養資金貸付基金	国民健康保険高額療養資金貸付基金	国民健康保険高額療養資金貸付基金	国民健康保険高額療養資金貸付基金	国民健康保険高額療養資金貸付基金	国民健康保険高額療養資金貸付基金	国民健康保険高額療養資金貸付基金	国民健康保険高額療養資金貸付基金	住民健康福祉	2
37			国民健康保険出産費資金貸付基金						住民健康福祉	4
38	介護給付費準備基金	介護給付費準備基金	介護給付費準備基金	介護給付費準備基金	介護給付費準備基金	介護給付費準備基金	介護給付費準備基金	介護給付費準備基金	住民健康福祉	2
39	介護保険高額介護サービス資金貸付基金	介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金							住民健康福祉	2
40	交通災害共済事業基金								総務	4
41		公有林野造成事業基金							産業経済	4
42		原子力発電周辺地域整備基金	原子力発電周辺地域整備基金		原子力発電周辺地域整備基金	原子力発電周辺地域整備基金		原子力発電周辺地域整備基金	企画財政	1
43			特定農山村総合支援基金						産業経済	4
44						農山漁村活性化基金			産業経済	1
45					漁業振興積立金基金				産業経済	1
46		未来へはばたく樋脇っ子育成基金							企画財政	4
47		農業振興基金							産業経済	1
48		簡易水道事業基金		簡易水道事業基金	簡易水道事業基金				上下水道	1

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整基金別比較表

									専門部会	企画財政部会	
調整方針案	変更後の4区分 1 現行のまま新市に引き継ぐ(特定の地域・用途の扱い)ものとし、必要に応じ随時見直すもの。 2 新市に移行時に統合する(新市全体の扱い)。 3 新市に移行後、速やかに(1年以内)調整するもの(定額・貸付運用基金)。 4 廃止するもの。										
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甞村	下甞村	鹿島村	専門部会	調整方針案
49					下水道整備基金	下水道整備基金				上下水道	4
50			住宅新築等貸付事業基金							建設	3
51			向山自然公園整備基金							企画財政	4
52						環境保全基金	環境保全基金			上下水道	1
53						医療保険基金				住民健康福祉	1
54							医療技術者等育成基金			住民健康福祉	1
55								建設事業基金		企画財政	1
56				東郷温泉ゆったり館運営資金貸付基金						企画財政	4
57				東郷温泉ゆったり館整備基金						企画財政	1
58			生涯スポーツ施設建設基金							教育	4
59						里村交流センター鹿島館施設整備管理基金				産業経済	1
60							郷土史等発行基金			教育	4
61							敬老金支払基金			住民福祉	4
62							一般廃棄物処理施設整備基金			住民福祉	1
63							診療所基金			住民福祉	1
64							人工授精用凍結精液購入基金			産業経済	4

川 薩 地 区 法 定 合 併 協 議 会 の 調 整 内 容

		専門部会名		企画財政部会	
協定項目	5	財産の取扱い		関係項目	公有財産
調整内容	1市4町4村の所有する財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。				
区 分	地方債 平成14年度末現在高 (人口1人当り)	債務負担行為 平成15年度以降の支出予定額 (人口1人当り)	基金 平成14年度末現在高 (人口1人当り)	有価証券 出資金 債 権 平成14年度末現在高	公有財産
川内市 平成12年国勢調査人口 73,236 人	41,458,940 千円 (566 千円)	1,305,260 千円 (18 千円)	6,429,401 千円 (88 千円)	2,331 千円 123,886 千円 833,553 千円	1 土地 2 建物 3 山林 4 物権 5 道路・橋梁 6 物品 7 車両・船舶等 8 公営企業財産
樋脇町 平成12年国勢調査人口 7,951 人	6,960,249 千円 (875 千円)	87,614 千円 (11 千円)	1,580,682 千円 (199 千円)	10,133 千円 11,264 千円 208,098 千円	
入来町 平成12年国勢調査人口 6,454 人	7,330,411 千円 (1,136 千円)	131,442 千円 (20 千円)	1,065,921 千円 (165 千円)	183 千円 13,459 千円 千円	
東郷町 平成12年国勢調査人口 5,978 人	6,449,735 千円 (1,079 千円)	122,267 千円 (20 千円)	1,406,440 千円 (235 千円)	233 千円 108,149 千円 千円	
祁答院町 平成12年国勢調査人口 4,625 人	6,108,123 千円 (1,321 千円)	14,848 千円 (3 千円)	1,287,242 千円 (278 千円)	788 千円 1,870 千円 千円	
里村 平成12年国勢調査人口 1,517 人	2,882,754 千円 (1,900 千円)	9,924 千円 (7 千円)	981,953 千円 (647 千円)	28,721 千円 15,534 千円 千円	
上飯村 平成12年国勢調査人口 2,008 人	3,652,406 千円 (1,819 千円)	125,183 千円 (62 千円)	1,854,899 千円 (924 千円)	8,896 千円 13,469 千円 千円	
下飯村 平成12年国勢調査人口 2,803 人	6,074,302 千円 (2,167 千円)	1,135 千円 (0.4 千円)	1,981,317 千円 (707 千円)	58,976 千円 17,549 千円 千円	
鹿島村 平成12年国勢調査人口 892 人	1,422,610 千円 (1,595 千円)	9,533 千円 (11 千円)	1,575,916 千円 (1,767 千円)	9,965 千円 11,491 千円 千円	
合 計 平成12年国勢調査人口 105,464 人	82,339,530 千円 (781 千円)	1,807,206 千円 (17 千円)	18,163,771 千円 (172 千円)	120,226 千円 316,671 千円 1,041,651 千円	
備 考	別紙資料3のとおり	別紙資料4のとおり	別紙資料2のとおり	別紙資料1のとおり	別紙資料1のとおり

道路・橋梁調べ (平成13年度末現在)

区 分		単位	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計
道路	実延長	m	797,607	156,531	149,161	104,763	162,896	35,765	24,993	52,284	15,763	1,499,763
	改良済延長	m	365,976	108,779	70,168	68,799	93,373	30,998	20,142	28,604	4,393	791,232
	舗装済延長	m	705,535	147,288	140,609	98,232	144,952	33,999	21,977	52,112	12,565	1,357,269
橋梁	橋数	数	427	63	80	73	91	20	24	27	1	743
	うち永久橋数	数	426	63	80	72	91	20	24	27	1	741

物品等の状況 (平成14年度末現在)

物品(車両を除く100万円以上の物品)

区分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	合計
楽器	4	3	1	1	1	1	2	0	1	14
OA機器	23	4				2	3	1		33
事務機器	9	1	2			1				13
通信機器	3						1			4
視聴覚機器	9		1	1	1		3	1		16
空調機器	12	1	1		1		8			23
土木・建築機材	1			1			1	1		4
スポーツ機器	24									24
保健医療機器					2		26	56		84
調理機材	50	9	3	3	7		10	11		93
防災機器	2	5	6			5		3	1	22
美術・工芸品	30		1							31
舞台装置・附属機器	3				1	1	3	1	1	10
動物及び関連設備機器										0
その他	23	5	1	1	6	1		12	3	52
合計	193	28	16	7	19	11	57	86	6	423

車両・船舶等

単位:台

区分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	合計
乗用車	普通	4	2	1	1	1	2	6	1	18
	小型	8			1	2	7		1	19
	ワゴン型	4	2	2	2	4	1	3	4	22
	軽	14		4	4	1	2	5	6	41
小型貨物	大型トラック						2			2
	普通トラック	12	5	3	1	1	2	2	1	27
	軽トラック	9		2	3	2	1	2	4	24
軽バン	23	2	9	7	6	4	1		52	
ライトバン	42	6	2	4	5		2	7	68	
バス(マイクロ含む)	6	3	2	4	3	1	7	26	52	
消防用自動車	(42)	10	8	9	15	6	9	13	4	74 (42)
特殊車両	大型	4	1	2			1	5		13
	小型		9	2			2			13
移動図書館車	1							1		2
災害対策車	1					1				2
道路パトロール車	1	1	1	1						4
交通指導車	1	1	1	1						4
自動二輪										0
原動機付き自転車								1	1	2
船舶						1	1	1		3
浮き桟橋						1	1			2
その他		6				1				7
計	130 (42)	48	39	38	40	30	38	71	17	451

()書きは、非常備消防分

水道事業貸借対照表

(平成14年度末現在)

単位:千円

資産の部		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	合計	
固 定 資 産	有 形 固 定 資 産	土地	295,143	4,500	20,825	7,723	328,191
		建物	1,040,558	21,471	298,910	17,238	1,378,177
		構築物	6,746,127	756,941	1,327,304	1,021,853	9,852,225
		機械装置	1,282,962	111,651	110,195	272,758	1,777,566
		配水管					0
		量水器					0
		車両運搬具	916	1,020	957	79	2,972
		工具器具備品	729	32	1,974	1,324	4,059
		建設仮勘定	61,662		14,300		75,962
		計	9,428,097	895,615	1,774,465	1,320,975	13,419,152
無 形 固 定 資 産	電話加入権	271				271	
	施設利用権			50		50	
	その他	1,863				1,863	
	計	2,134	0	50	0	2,184	
合 計		9,430,231	895,615	1,774,515	1,320,975	13,421,336	
流 動 資 産	現金預金	1,098,036	31,202	231,404	95,042	1,455,684	
	未収金	39,972	2,773	7,691	1,144	51,580	
	貯蔵品	9,189	64	2,771	11,008	23,032	
	その他(保有有価証券)	430	715		100	1,245	
	繰延勘定		6,720			6,720	
	合 計	1,147,627	41,474	241,866	107,294	1,538,261	
資産合計		10,577,858	937,089	2,016,381	1,428,269	14,959,597	

負債の部		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	合計
固 定 負 債	退職給与引当金	62,304				62,304
	修繕引当金	96,389	190		4,550	101,129
	計	158,693	190	0	4,550	163,433
流 動 負 債	未払金	33,950	919	8,521	1,628	45,018
	前受金					0
	預り金	430		48		478
	その他				100	100
	計	34,380	919	8,569	1,728	45,596
合 計		193,073	1,109	8,569	6,278	209,029

資本の部		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	合計	
資 本 金	自己資本金	3,372,145	209,222	435,348	528,570	4,545,285	
	借入資本金	企業債	4,757,552	516,780	918,879	761,624	6,954,835
		他会計借入金					0
合 計		8,129,697	726,002	1,354,227	1,290,194	11,500,120	
剰 余 金	資本剰余金	2,092,295	188,992	547,063	97,302	2,925,652	
	利益剰余金	162,793	20,986	106,521	34,495	324,795	
	合 計	2,255,088	209,978	653,584	131,797	3,250,447	
合 計		10,384,785	935,980	2,007,811	1,421,991	14,750,567	
負債・資本合計		10,577,858	937,089	2,016,380	1,428,269	14,959,596	

自動車運送事業貸借対照表 (平成14年度末現在)

単位:千円

資産の部		下甌村	
固 定 資 産	有 形 固 定 資 産	土地	2,993
		建物	36,001
		構築物	1,492
		機械装置	1,659
		配水管	
		量水器	
		車両運搬具	25,963
		工具器具備品	1,048
		建設仮勘定	
		計	69,156
無 形 固 定 資 産		電話加入権	84
		施設利用権	
		その他	
		計	84
合 計		69,240	
流 動 資 産		現金預金	2,030
		未収金	3,425
		貯蔵品	
		その他(保有有価証券)	
		繰延勘定	
合 計		5,455	
資産合計		74,695	

負債の部		下甌村	
固 定 負 債	退職給与引当金		
	修繕引当金		
	計		0
流 動 負 債	未払金		1,095
	前受金		
	預り金		
	その他		23,779
	計		24,874
合 計		24,874	

資本の部			下甌村
資 本 金	自己資本金		15,283
	借 入 資 本 金	企業債	3,664
		他会計借入金	
	合 計		18,947
剰 余 金	資本剰余金		57,008
	利益剰余金		-26,134
	合 計		30,874
合 計			49,821
負債・資本合計			74,695

基金残高の調べ (平成14年度末現在)

単位:千円

区分		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	合計	
特 定 基 金	一般会計	財政調整基金	1,805,964	512,938	283,219	324,660	367,977	270,917	441,223	822,294	527,532	5,356,724
		減債基金	1,309,925	85,929	149,804	44,045	118,207	190,705	451,390	286,391	26,000	2,662,396
		総務	357,684				80,098	24,242	73,700			535,724
		企画財政	443,263	622,347	107,615	412,786	236,048	156,283	441,425	430,153	4,700	2,854,620
		産業経済	10,000	59,366	10,000	38,380	10,000	24,228	73,500	7,188	7,000	239,662
		住民福祉	399,099		166,321	272,662	154,743	193,428	119,800	134,515	97,000	1,537,568
		建設	484,243						62,900		785,000	1,332,143
		教育	219,535		117,035	1,319				3,934		341,823
		その他	0						75,600	60,162		135,762
		小計	5,029,713	1,280,580	833,994	1,093,852	967,073	859,803	1,739,538	1,744,637	1,447,232	14,996,422
	特別会計	国民健康保険	2,029	107,014	82,972	171,362	222,734	25,800	48,062	104,400		764,373
		介護保険	2,001	1,807				5,418	0	16,230	2,000	27,456
		上下水道		15,996	10,000		28,435	35,500	0			89,931
		その他	44,712	18,512				9,400	13,199			85,823
		小計	48,742	143,329	92,972	171,362	251,169	76,118	61,261	120,630	2,000	967,583
	計	5,078,455	1,423,909	926,966	1,265,214	1,218,242	935,921	1,800,799	1,865,267	1,449,232	15,964,005	
	運用基金	土地開発基金	1,270,000	115,466	117,992	96,000	60,171	43,632	53,700	99,000	45,183	1,901,144
		その他	80,946	41,307	20,963	45,226	8,829	2,400	400	17,050	81,501	298,622
		計	1,350,946	156,773	138,955	141,226	69,000	46,032	54,100	116,050	126,684	2,199,766
合計		6,429,401	1,580,682	1,065,921	1,406,440	1,287,242	981,953	1,854,899	1,981,317	1,575,916	18,163,771	
平成12年度国勢調査人口(人)		73,236	7,951	6,454	5,978	4,625	1,517	2,008	2,803	892	105,464	
人口一人当たり(千円/人)		88	199	165	235	278	647	924	707	1,767	172	

地方債残高の調べ (平成14年度末現在)

単位:千円

区 分	川内市			樋脇町			入来町		
	普通会計	企業会計等	合計	普通会計	企業会計等	合計	普通会計	企業会計等	合計
平成13年度末現在高 A	30,559,752	9,919,078	40,478,830	5,819,682	1,109,856	6,929,538	5,195,876	2,064,800	7,260,676
平成14年度発行額 B	2,446,000	1,153,500	3,599,500	478,500	160,800	639,300	833,300	75,562	908,862
平成14年度元金償還額 C	2,424,726	194,664	2,619,390	585,745	22,844	608,589	547,286	291,841	839,127
平成14年度末現在高 A + B - C	30,581,026	10,877,914	41,458,940	5,712,437	1,247,812	6,960,249	5,481,890	1,848,521	7,330,411
平成12年度国勢調査人口(人)	73,236			7,951			6,454		
住民1人当りの金額	418	149	566	718	157	875	849	286	1,136
区 分	東郷町			祁答院町			里 村		
	普通会計	企業会計等	合計	普通会計	企業会計等	合計	普通会計	企業会計等	合計
平成13年度末現在高 A	5,186,530	817,939	6,004,469	5,434,876	471,071	5,905,947	2,653,338	108,356	2,761,694
平成14年度発行額 B	891,700	17,115	908,815	783,300	18,200	801,500	298,400	145,700	444,100
平成14年度元金償還額 C	458,373	5,176	463,549	582,209	17,115	599,324	320,029	3,011	323,040
平成14年度末現在高 A + B - C	5,619,857	829,878	6,449,735	5,635,967	472,156	6,108,123	2,631,709	251,045	2,882,754
平成12年度国勢調査人口(人)	5,978			4,625			1,517		
住民1人当りの金額	940	139	1,079	1,219	102	1,321	1,735	165	1,900
区 分	上飯村			下飯村			鹿島村		
	普通会計	企業会計等	合計	普通会計	企業会計等	合計	普通会計	企業会計等	合計
平成13年度末現在高 A	2,571,005	1,158,194	3,729,199	4,968,220	783,757	5,751,977	1,264,697	241,027	1,505,724
平成14年度発行額 B	220,200	126,200	346,400	663,900	132,800	796,700	99,400	250	99,650
平成14年度元金償還額 C	386,799	36,394	423,193	453,693	20,682	474,375	167,964	14,800	182,764
平成14年度末現在高 A + B - C	2,404,406	1,248,000	3,652,406	5,178,427	895,875	6,074,302	1,196,133	226,477	1,422,610
平成12年度国勢調査人口(人)	2,008			2,803			892		
住民1人当りの金額	1,197	622	1,819	1,847	320	2,167	1,341	254	1,595

区 分	合 計		
	普通会計	企業会計等	合計
平成13年度末現在高 A	63,653,976	16,674,078	80,328,054
平成14年度発行額 B	6,714,700	1,830,127	8,544,827
平成14年度元金償還額 C	5,926,824	606,527	6,533,351
平成14年度末現在高 A + B - C	64,441,852	17,897,678	82,339,530
平成12年度国勢調査人口(人)	105,464		
住民1人当りの金額	611	170	781

債務負担行為の状況 (平成14年度末現在)

単位:千円

区 分	平成15年度以降の支出予定額				
	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
1 物件の購入等に係るもの	0	0	10,248	70,755	1,419
(1) 土地の購入に係るもの					
(2) 建造物の購入に係るもの				70,755	1,419
(3) その他の物件の購入に係るもの			10,248		
(4) 製造・工事の請負に係るもの					
2 債務保証又は損失補償に係るもの	0	0	0	0	0
(1) 地方三公社に係るもの					
(2) その他に係るもの					
3 その他	486,677	87,614	121,194	51,512	13,429
(1) 利子補給等に係るもの	47,587	5,077	0	0	4,924
ア 農林水産関係に係るもの	4,557	5,077			4,924
イ 商工関係に係るもの	42,533				
ウ 住宅関係に係るもの					
エ その他	497				
(2) その他に係るもの	439,090	82,537	121,194	51,512	8,505
合 計	486,677	87,614	131,442	122,267	14,848
その他実質的な債務負担に係るもの	818,583				
再 計	1,305,260	87,614	131,442	122,267	14,848

区 分	平成15年度以降の支出予定額				合 計
	里村	上飯村	下飯村	鹿島村	
1 物件の購入等に係るもの	0	0	0	0	82,422
(1) 土地の購入に係るもの					0
(2) 建造物の購入に係るもの					72,174
(3) その他の物件の購入に係るもの					10,248
(4) 製造・工事の請負に係るもの					0
2 債務保証又は損失補償に係るもの	0	109,564	0	0	109,564
(1) 地方三公社に係るもの					0
(2) その他に係るもの		109,564			109,564
3 その他	9,924	15,619	1,135	9,533	796,637
(1) 利子補給等に係るもの	0	0	0	0	57,588
ア 農林水産関係に係るもの					14,558
イ 商工関係に係るもの					42,533
ウ 住宅関係に係るもの					0
エ その他					497
(2) その他に係るもの	9,924	15,619	1,135	9,533	739,049
合 計	9,924	125,183	1,135	9,533	988,623
その他実質的な債務負担に係るもの					818,583
再 計	9,924	125,183	1,135	9,533	1,807,206